

(例)

(用紙A4)

(様式4)

施工上の課題に対する技術的所見

工事名：平成 年度
会社名：

工事

会社

施工上の課題	
--------	--

課題の概要

項目	具体的な施工計画
課題に対する技術的所見	<ul style="list-style-type: none">・参加申込者で記入する。(提案は5つ以内)

注)

- 1) 資料の枚数は本様式を含めてA4、2枚以内（文字は10.5ポイント以上）とする。
3枚目以降に記載した場合は評価の対象としない。
- 2) 課題を踏まえた技術的所見を記述するものとする。設定された課題以外の記述であつた場合は資料未添付と同様の扱いとする。
- 3) 提案の記載は5つ以内とする。
 - ・1つの提案は、100字程度以内を目途に具体的で定量的に記載する。
 - ・説明の補足として図面等を添付してもよい。
 - ・1つの提案の中に複数の提案を記載するなどで合計の提案数が5つを超えた場合、全ての提案を評価の対象としない。
なお、1つの提案とは1つの具体的実施内容を示すもので、1つの目的のために複数の具体的実施内容を記載した場合は複数の提案としてカウントする。
- 4) 技術ダンピングの防止
 - ・提案は、目的と実施内容が的確であるものを評価するが、的確な提案であっても、過度なコスト負担を要すると判断される場合は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。
- 5) 受注者の責任において対応可能な事項について記載するものとし、他機関等との協議対象事項については評価の対象としない。
- 6) 受注者の責任において対応可能な事項について記入するものとし、協議対象事項については、記入しないこと。
- 7) 一般的な内容の記載については評価の対象としない。
(土木工事共通仕様書・土木請負工事必携・土木工事施工管理の手引き等に準ずるもの)

南部国道事務所における総合評価落札方式標準 型で
提出された技術提案の評価の考え方について

【技術提案の採点と評価方法】

(1) 採点と評価のポイント

共通仕様書、施工管理の手引き等により当然実施すべき提案は評価しない。
提案はできる限り具体的で定量的であること。

(2) 採点方法

1) 創意工夫又は新技術等を活用する等により請負金額に対して過度なコスト負担とならない以下の提案等の採点は「 2 点 」とする。

- ・品質の向上が図られ目的物の長寿命化等に資する提案
- ・工期の短縮が図られる提案
- ・一般住民等の安全又は環境対策が従来工法以上に確保又は改善される提案
- ・コスト縮減が図られる提案

2) 過度なコスト負担を要すると判断される場合は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。これにより、過度なコスト負担を要すると判断される提案の採点は「 1 点 」とする。

過度なコスト負担を要する提案の事例

品質の向上、長寿命化の技術提案において、本来発注者が設計変更により見込むべき以下の提案等

- ・必要なボーリング調査、補助工法、試験杭等の実施
- ・必要な養生材、混合剤の使用
- ・必要な住民対策として実施する工事用道路の舗装
- ・必要な交通整理員の配置

工事の目的に照らし過度なグレードアップに関する以下の提案等

- ・グレードアップによる過度な効率化、省力化を目的とした提案
- ・試験、検査、確認等の割り増し、追加、管理基準の強化の提案
- ・機種、機械のグレードアップにより周辺環境対策等に対して必要以上の対策効果の提案

3) 技術提案とは認められない以下の提案等の採点は「 0 点 」とする。

- ・一般的で通常の範囲内の提案
- ・発注者が指定した課題以外の提案
- ・他機関等と協議を必要とする提案
- ・法令違反等実施してはならない提案

4) 指定された提案数を超過した場合は、全体評価を「 可 」とする。

(3) 評価方法

指定された提案数の採点の合計点で優良可の3段階評価を行います。

合計点と評価点

合計点（1位満点方式）	評価	評価点
合計点の最大値の7割以上	優	100%
合計点の最大値の7割未満3割以上	良	50%
合計点の最大値の3割未満	可	0%

評価点は、通常10点から30点の範囲で設定します。

指定された技術提案数を超過したことにより「可」と評価された工事が請負工事となつた場合においては、請負業者は実施してはならないものとなつた提案（競争参加資格確認通知書により通知します）以外の提案をすべて実施する事となります。

(4) その他

各工事毎に評価、採点方法を変更・運用する場合は、その都度公告等でお知らせします。